

○ 退職手当審査会運営規則（平成26年6月17日）案

退職手当審査会令（平成26年政令第194号）第7条の規定に基づき、退職手当審査会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第1条 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）

第19条第2項の規定による口頭で意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）に関する手続その他退職手当審査会の運営に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 退職手当審査会（以下「審査会」という。）の会議は、審査会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知しなければならない。

（議長）

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議等の公開）

第4条 審査会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開することができる。

（委員等の除斥）

第5条 次の各号のいずれかに該当する委員又は臨時委員は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。

一 法第14条第4項、法第15条第5項、第16条第3項又は法第17条第8項において準用する行政手続法（以下この条において「省令手続準用行政手続法」という。）第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）

二 省令手続準用行政手続法第17条第2項又は第7条において読み替えて準用する行政手続法（以下「規則準用行政手続法」という。）第17条第2項に規定する参加人

三 前2号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 第1号又は第2号に規定する者の代理人又は省令手続準用行政手続法第20条第3項若しくは規則準用行政手続法第20条第3項に規定する補佐人

五 前4号に規定する者であったことのある者

六 第1号又は第2号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第2号に規定する者以外の者であって法に照らし法第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者

（口頭で意見を述べる意思の有無の確認）

第6条 内閣府大臣官房企画調整課長は、審査会が法第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、法第19条第2項に規定する

申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

- 2 内閣府大臣官房企画調整課長は、前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、当事者は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物（以下「陳述書等」という。）を提出することができることを教示しなければならない。

（行政手続法の準用）

第7条 前条第1項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる又は陳述書等を提出する旨の申立てがあった場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第17条、第19条から第23条まで及び第27条第1項の規定は、意見陳述の機会について準用する。ただし、第15条、第16条第4項、第20条第6項及び第27条第1項の規定中「行政庁」とあるのは「退職手当審査会の会長」と、第19条第1項の規定中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは、「退職手当審査会の会長が指名する委員又は臨時委員」と読み替えるものとする。

（意見陳述の機会の期日等の変更）

第8条 会長が規則準用行政手続法第15条第1項の通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、会長に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 会長は、前項の申出により、又は職権により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。
- 3 会長は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、規則準用行政手続法第17条第2項に規定する参加人（その時までに規則準用行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び第10条に規定する参考人に通知しなければならない。

（関係人の参加許可の手続）

第9条 規則準用行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請については、規則準用行政手続法第17条第1項に規定する関係人は、速やかに、その氏名、住所及び意見陳述の機会に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を規則準用行政手続法第17条第1項に規定する主宰者（以下単に「主宰者」という。）に提出してこれを行うものとする。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（参考人）

第10条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下単に「参考人」という。）に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

（主宰者の指名の手続）

第11条 規則準用行政手続法第19条第1項に規定による主宰者の指名は、会長が意見陳述の機会の通知の時までに行うものとする。ただし、会長が意見陳述の機会の通知の時までに主宰者の指名を行わなかったときは、会長が主宰者に指名されたものとみな

す。

- 2 主宰者が規則準用行政手続法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が意見陳述の機会を行うことができなくなったときは、会長は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第12条 規則準用行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は規則準用行政手続法第17条第2項に規定する参加人（以下単に「参加人」という。）は、速やかに、規則準用行政手続法第20条第3項に規定する補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、規則準用行政手続法第22条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちにに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(意見陳述の機会の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第13条 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の審理の秩序を維持するため、意見陳述の機会の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

(意見陳述の機会の期日における審理の公開)

第14条 会長は、規則準用行政手続法第20条第6項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めたときは、意見陳述の機会の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、会長は、当事者、参加人（その時まで規則準用行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書の提出の方法等)

第15条 規則準用行政手続法第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、意見陳述の機会の件名及び当該意見陳述の機会に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、審査会の議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年 月 日から施行する。